

一定の研修について

訪問型サービスの「訪問介護員」、通所型サービスの「生活相談員」の資格要件に「一定の研修を修了した者」を定めています。

実施主体	指定を希望する事業者
実施方法	市で作成するテキストを用いて、事業所内で研修を実施する
講師	事業所の有資格者 訪問型：サービス提供責任者 通所型：生活相談員
研修時間	1日若しくは半日を2日間で 合計6時間程度
研修修了の証明	一定の研修の実施に係る誓約書、受講者名簿を提出 一定の研修の修了証(参考様式)

一定の研修について

市で作成するテキストを用いて、事業所の有資格者が従業者に対して研修を実施します
また、テキストを用いた研修だけではなく同行訪問などの専門的な内容も研修していただきます

研修項目	内容	時間
市が作成する テキストによる 研修 (「介護に関する入門的研修」(21時間)を受講し、修了した方については免除します。)	介護保険制度の理解	3時間～4時間程度
	介護予防・日常生活支援総合事業について	
	法令遵守について	
	基準緩和サービスの開始に当たって	
	接遇について	
	認知症の理解について	
	人員・設備・運営基準について	
	介護報酬請求上の注意点について	
事業所で実施する専門的な研修	【訪問型】 同行訪問研修	2時間～3時間程度
	【通所型】 通所介護実地研修	

【訪問型】 同行訪問研修

既に指定を受けている訪問介護事業所の訪問介護員等に同行し、スキルを身に付けます

【通所型】 通所介護実地研修

既に指定を受けている通所介護、地域密着型通所介護事業所のサービス提供に携わりスキルを身に付けます

一定の研修について

一定の研修修了者を養成した際には、研修修了者名簿の提出が必要です。
詳細は、市ホームページをご覧ください。

(掲載場所)

相模原市役所公式ホームページ→申請書ダウンロード→介護保険

→事業者向け「介護サービス事業者に係る申請書・届出書等」

→変更届出 「訪問介護・訪問介護相当サービス・基準緩和訪問型サービス等」

「通所介護・通所介護相当サービス・基準緩和通所型サービス等」

「地域密着型通所介護・通所介護相当サービス・基準緩和通所型サービス等」

一定の研修に関するQ & A

問1 市内の他の事業所で既に「一定の研修」を受講した者を雇用する場合、新たに「一定の研修」を実施する必要はあるのか。

答 「一定の研修」を受講したことが、修了証等で証明できる場合は、新たに一定の研修を行う必要はありません。ただし、一定の研修には、接遇やコンプライアンス等の内容が含まれていることから、新たな事業所で一定の研修を行うことを妨げるものではありません。

問2 一定の研修を受講したことが証明できるものは、どのようなものを想定しているか。

答 市で作成した修了証(参考様式)や実務経験証明書(参考様式)などの発行を想定しています。

問3 「一定の研修」で行うべき項目である同行訪問の、回数や時間、内容、同行する職員の規定等について(訪問型)

答 時間については、2時間～3時間と規定していますが、回数や1回当たりの時間に定めはありませんので合計して2時間～3時間となるように行ってください。

内容については、基準緩和訪問型サービスは訪問介護員が利用者宅で個別にサービス提供するものであるため、サービス提供の流れやコミュニケーション方法等について学ぶことが必要であると考えます。

同行する職員については、訪問介護の経験を有する者であることからサービス提供責任者等が想定されます。

問4 「一定の研修」で行うべき項目である通所介護実地研修について、内容や回数等について(通所型)

答 通所介護実地研修は、既存の通所介護事業所等において、実際にサービス提供を行い、スキルを身に付けるものです。既に通所介護等の指定を受けている場合は、その事業所において実地研修を行うことで足りませんが、通所介護等の指定を受けていない場合は、他の通所介護等に受け入れを要請し、実地研修を行ってください。なお、受入先が見つからない場合は、市に相談してください。

時間については、2時間～3時間と規定していますが、回数や1回当たりの時間に定めはありませんので合計で2時間～3時間となるよう行ってください。